

長岡京市地域生活支援事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 市長は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な次に掲げる事業を実施する。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 相談支援機能強化事業
- (5) 成年後見制度利用支援事業
- (6) 成年後見制度法人後見支援事業
- (7) 意思疎通支援事業
- (8) 日常生活用具給付等事業
- (9) 手話奉仕員養成研修事業
- (10) 移動支援事業
- (11) 地域活動支援センター事業
- (12) 地域活動支援センター機能強化事業
- (13) 訪問入浴サービス事業
- (14) 生活支援事業
- (15) 日中一時支援事業
- (16) 生活サポート事業
- (17) 芸術・文化講座開催等事業
- (18) 奉仕員養成研修事業
- (19) 自動車運転免許取得教習費助成事業
- (20) 自動車改造費助成事業

(21) 障がい者福祉ホーム事業

(22) その他市長が必要と認める事業

2 市長は、地域生活支援事業の全部又は一部を、障がい者等に対する相談、援助を実施している社会福祉法人等の団体に委託し、又は補助して実施することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 地域生活支援事業の対象者は、本市に住所を有する者（本市以外の市町村が法第19条第3項又は法附則第22条第1項の規定により支給決定を行っている者を除く。）又は市長が法第19条第3項又は法附則第22条第1項の規定により支給決定を行っている者であって、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児の保護者とする。

(費用給付事業)

第4条 第2条第1項第7号（重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業に限る。）、第8号、第10号、第11号（別に定めるものに限る。）、第13号、第15号及び第16号の事業（以下「費用給付事業」という。）は、第12条の規定による地域生活支援給付をもって行う。

(費用助成等事業)

第5条 第2条第1項第5号、第19号及び第20号の事業（以下「費用助成等事業」という。）は、費用の助成等をもって行う。

(利用の申請)

第6条 費用給付事業の利用を希望する者又はその保護者は、地域生活支援事業支給申請書（別記様式第1号）により、市長に申請するものとする。

2 費用助成等事業の利用を希望する場合の手続については、別に定めるところによる。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して、利用の適否及びその内容を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用を適当と認める旨を決定したときは、地域生活支援事業支給決定通知書（別記様式第2号）又は日常生活用具給付・貸与決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、第2条第1項第7号、第10号、第11号、第13号、第15号又は第16号の事業の利用を決定したときは地域生活支援事業利用者証（別記様式第4号）を、同項第8号の事業の利用を決定

したときは日常生活用具給付券（別記様式第 5 号）を併せて交付するものとする。

- 3 市長は、第 1 項の規定により、利用を不相当と認める旨を決定したときは、地域生活支援事業却下決定通知書（別記様式第 6 号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用の契約）

第 8 条 前条第 2 項の規定により決定を受けた者が利用を開始しようとするときは、当該費用給付事業に係るサービスを提供する事業所等と契約を締結するものとする。

（利用の変更）

第 9 条 費用給付事業を利用する者（以下「利用者」という。）又はその保護者は、現に受けた支援事業の種類、サービスの量その他の事項を変更する必要があるときは、地域生活支援事業支給変更申請書（別記様式第 7 号）により、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して、必要があると認めるときは、利用の変更を決定するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により利用の変更を決定したときは、地域生活支援事業支給変更決定通知書（別記様式第 8 号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用の取消し）

第 10 条 市長は、利用者又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項及び第 9 条第 2 項の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 費用給付事業を利用する必要がなくなったと市長が認めるとき。
- (2) 他市町村において援護の実施を受けるに至ったとき。
- (3) 正当な理由なく第 11 条第 3 項の規定による調査に応じないとき。

- 2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、地域生活支援事業支給決定取消通知書（別記様式第 9 号）により当該利用者又はその保護者に通知するものとする。

（利用者負担）

第 11 条 利用者又はその保護者は、費用給付事業に係るサービスに要した費用のうち、別表第 1 に掲げる額（以下「利用者負担額」という。）を当該費用給付事業に係るサービスを提供した事業者等に支払うものとする。

2 利用者負担額には、別表第2に掲げる利用者及びその属する世帯の主たる生計維持者の預貯金その他の日常生活を営むために必要な資産以外に活用できる資産（以下「資産等」という。）並びに利用者の属する世帯の所得による階層（以下「所得階層区分」という。）により負担上限月額を設け、利用する事業ごとにこれを算定する。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）附則第11条の規定により経過措置の適用を受けたものは、同規定により算定された負担上限月額とする。

3 市長は、利用者の所得階層区分について、毎年7月1日を基準日として、基準日以降に申請のあったものについては当該年度の、基準日前のものについては前年度の市町村民税の課税状況等を調査し、決定する。ただし、利用者の申告又は随時の調査により既に決定した階層区分と異なることが判明したときは、その都度変更することができる。

（地域生活支援給付）

第12条 市長は、利用者が費用給付事業に係るサービスを受けたときは、当該利用者に対し、当該費用給付事業に係るサービスに要した費用について、地域生活支援給付を支給する。

2 地域生活支援給付の額は、費用給付事業の種類ごとに事業に係るサービスに通常要する費用として、別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該費用給付事業に係るサービスに要した費用の額を超えるときにあっては、現に当該費用給付事業に係るサービスに要した費用の額）から利用者負担額を控除した額とする。

3 市長は、第1項の場合において、利用者が費用給付事業に係るサービスを提供した事業者等に支払うべき当該費用給付事業に係るサービスに要した費用について、地域生活支援給付として当該利用者へ支給すべき額の限度において、当該利用者へ代わり、当該事業者等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払いがあったときは、利用者に対し地域生活支援給付の支給があったものとみなす。

（長岡京市地域生活支援事業利用支援費支給事業）

第13条 市長は、同一月において単一又は複数の費用給付事業の利用があった世帯について、各事業の利用者負担額の合計（以下「負担合計額」という。）が、別表第3に定める負担上限月額を超えるときは、負担合計額から負担上限月額を控除して得た額を地域生活支援事業利用支援費とし

て支給できるものとする。

2 前項の場合において、各費用給付事業に係る利用者負担の合計に、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に基づく負担月額又は別に定める基準額を合算して得た額をもって、負担合計額とすることができる。

3 地域生活支援事業利用支援費の支給を希望する者は、地域生活支援事業利用支援費支給申請書（別記様式第10号）に、負担上限月額を超えることを証明する書類を添付し、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、支給する旨を決定したときは地域生活支援事業利用支援費支給決定通知書（別記様式第11号）により、支給しない旨を決定したときは地域生活支援事業利用支援費支給却下通知書（別記様式第12号）により、当該申請者に通知するものとする。

（関係者の責務）

第14条 地域生活支援事業に従事する者は、事業の果たすべき役割の重要性を認識し、各種研修会への参加等あらゆる機会をとらえ、生活支援技術等の向上を図るための自己研鑽に努めるものとする。

2 地域生活支援事業に従事する者は、事業の実施に当たり長岡京市個人情報保護条例（平成11年長岡京市条例第18号）の規定を遵守し、利用者及び利用世帯のプライバシーの保護に万全を期するものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 市、市から事業の委託を受けた団体等及び事業者等は、地域生活支援事業を効果的に実施するため、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、保健師その他の保健及び福祉に関する専門知識を有する者の配置に努めるものとする。

4 事業者等は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態と運営体制を取るよう努めなければならない。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（長岡京市身体障害者生活支援事業運営規則の廃止）

第2条 長岡京市身体障害者生活支援事業運営規則（平成12年長岡京市規則第63号）は、廃止する。

（施行のための準備行為）

第3条 この規則を施行するために必要な利用申請、利用決定その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができるものとする。

（利用者負担の検討）

第4条 市長は、この規則の施行後3年を目途として、障害者自立支援法の改正等の情勢を勘案し、別表第2に掲げる利用者負担額の負担上限月額について検討するものとする。

附 則（平成19年3月30日規則第24号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第18号）

（施行期日等）

第1条 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の長岡京市地域生活支援事業実施規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、この規則による改正前の長岡京市地域生活支援事業実施規則第1号様式の規定による用紙で現に残存するものは、必要な修正を加え、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成21年3月30日規則第19号）

（施行期日等）

この規則は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の長岡京市地域生活支援事業実施規則の規定 平成19年7月1日

(2) 第2条の規定による改正後の長岡京市地域生活支援事業実施規則の規定 平成20年7月1日

附 則（平成21年6月30日規則第31号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第19号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 9 日規則第 3 号）抄

この規則は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成 2 5 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の長岡京市地域生活支援事業実施規則（以下「改正前の規則」という。）に規定する様式各号によりなされた申請は、当分の間、この規則に規定する相当様式によりなされた申請とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の規則第 7 条の規定により交付された書類は、当分の間、この規則の相当様式によるものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の長岡京市地域生活支援事業実施規則（以下「改正前の規則」という。）に規定する様式各号によりなされた申請は、当分の間、この規則に規定する相当様式によりなされた申請とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の規則第 7 条の規定により交付された書類は、当分の間、この規則に規定する相当様式によるものとみなす。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 1 1 条関係）

事業名		利用者負担額
意思疎通支援事業		利用したサービス費用の 1 0 / 1 0 0
日常生活用具等給付事業		購入・修理に要する費用の 1 0 / 1 0 0
移動支援事業	身体介護を伴うもの	利用したサービス費用の 1 0 / 1 0 0
	身体介護を伴わないもの	無料
地域活動支援センター事業		別に定める額
訪問入浴サービス事業		利用したサービス費用の 1 0 / 1 0 0
日中一時支援事業		利用したサービス費用の 1 0 / 1 0 0
生活サポート事業		利用したサービス費用の 1 0 / 1 0 0

別表第 2（第 1 1 条関係）

区分	対象者	所得階層区分	対象者	自己負担上限月額
1 在宅サービスを利用する障がい者	第 2 条第 1 項第 7 号、第 1 0 号、第 1 1 号、第 1 3 号、第 1 5 号又は第 1 6 号に規定するサービスを利用する 1 8 歳以上の者	(1) 生活保護	<u>生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による生活扶助その他の扶助を受給している世帯</u>	0 円
		(2) 低所得	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に定める <u>市町村民税非課税世帯</u> （以下「市町村民税非課税世帯」という。）	0 円
		(3) 一般 1	<u>市町村民税課税世帯のうち、市町村民税所得割額が 16 万円未満の者</u>	9 , 3 0 0 円
		(4) 一般 2	<u>市町村民税課税世帯のうち、(3)以外の者</u>	3 7 , 2 0 0 円
2 在宅サービスを利用する障がい児	第 2 条第 1 項第 7 号、第 1 0 号、第 1 1 号、第 1 3 号、第 1 5 号又は第 1 6 号に規定するサービスを利用する 1 8 歳未満の者	(1) 生活保護	<u>生活保護法の規定による生活扶助その他の扶助を受給している世帯</u>	0 円
		(2) 低所得	<u>市町村民税非課税世帯</u>	0 円
		(3) 一般 1	<u>市町村民税課税世帯のうち、市町村民税所得割額が 2 8 万円未満の者</u>	4 , 6 0 0 円
		(4) 一般 2	<u>市町村民税課税世帯のうち、(3)以外の者</u>	3 7 , 2 0 0 円
3 その他の事業利用者	第 2 条第 1 項第 8 号に規定するサービスを利用する者	(1) 生活保護	<u>生活保護法の規定による生活扶助その他の扶助を受給している世帯</u>	0 円
		(2) 低所得	<u>市町村民税非課税世帯</u>	0 円
		(3) 一般 1	<u>市町村民税課税世帯のうち、市町村民税所得割額が 1 6 万円未満の者</u>	1 8 , 6 0 0 円
		(4) 一般 2	<u>市町村民税課税世帯のうち、(3)以外の者</u>	3 7 , 2 0 0 円

別表第 3（第 1 3 条関係）

所得階層区分	対象者	自己負担上限月額
(1) 生活保護	<u>生活保護法の規定による生活扶助その他の扶助を受給している世帯</u>	0 円
(2) 低所得 1	<u>市町村民税非課税世帯のうち、利用者本人の年収が 8 0 万円以下（障害基礎年金 2 級相当）の収入区分（に属する者及び重度障がい者（障害基礎年金 1 級、特別障害者手当の受給及び障がい者支援施設等における工賃のみの者をいう。）</u>	7 , 5 0 0 円
(3) 低所得 2	<u>市町村民税非課税世帯のうち、(2)以外の収入区分に属する者</u>	1 2 , 3 0 0 円
(4) 一般 1	<u>市町村民税課税世帯のうち、市町村民税所得割額が 1 6 万円未満の者</u>	1 8 , 6 0 0 円
(5) 一般 2	<u>市町村民税課税世帯のうち、(4)以外の者</u>	3 7 , 2 0 0 円

別記様式第1号（第6条関係）

地域生活支援事業支給申請書

長岡京市長 様

申請年月日 年 月 日

次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地	〒 電話番号		
支給申請に係る 児 童 氏 名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続 柄	
身体障害者 手 帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号		
療育手帳番号		自立支援医療 (精 神) 番 号		

サービス利用の 状況	地域生活支援 福祉サービス	利用中のサービスの種類と内容等					
	介 護 給 付 訓 練 等 給 付	障 害 支 援 区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	年 月 日から 年 月 日まで	
		利用中のサービスの種類と内容等					
	介 護 保 険 サ ー ビ ス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 () ・要介護 1 2 3 4 5		
利用中のサービスの種類と内容等							
世帯区分		☐ 生活保護世帯 ☐ 低所得1 ☐ 低所得2 ☐ 一般1 ☐ 一般2					

申請する支援の種類・内容	
☐ 重度障がい者等入院時 コミュニケーション支援事業	時間／年度
☐ 日常生活用具給付等	
☐ 移動支援事業	身体介護 (☐ あり ☐ なし) 時間／月
☐ 地域活動支援センターⅡ型	回／月
☐ 地域活動支援センターⅢ型	回／月
☐ 訪問入浴サービス	回／月
☐ 日中一時支援事業	時間／月
☐ 生活サポート	時間／月

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申 請 者 との関係	
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

調 査 同 意 書	
地域生活支援事業の支給決定に必要な場合には、この申請に係る、世帯状況、所得・課税状況、生活保護受給状況、介護保険受給等の状況、その他必要な事項を長岡京市が官公署、関係人に調査、報告を求めることに同意します。	
申請者氏名	印

別記様式第 2 号（第 7 条関係）

地域生活支援事業支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

地域生活支援事業について、下記のとおり決定し、利用者証を交付しますので通知します。

記

利 用 者 証 番 号		支給決定障がい者 （ 保 護 者 ） 氏 名	
支 給 決 定 日	年 月 日	支 給 決 定 に 係 る 児 童 氏 名	
有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
特 記 事 項			

支給を決定した事業	支給決定内容	利用者負担

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長岡京市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長岡京市（訴訟において長岡京市を代表する者は長岡京市長となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

問い合わせ先

長岡京市 部 課
住所 京都府長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号
電話

第 号
年 月 日

（申請者） 様

長岡京市長

㊟

日常生活用具給付・貸与決定通知書

年 月 日に申請のありました地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付（貸与） 番 号	第 号	決 定 年 月 日	年 月 日
対 象 者 名			
用 具 名			
価 格	円	公 費 負 担 額	円
形式及び規格等			
給付（貸与）を 受ける者が支払 う べ き 額	円		
有 効 期 限	年 月 日		
納入業者の住所 及 び 名 称			
そ の 他			

注 意 事 項

- 1 用具は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る時に支払ってください。
- 2 給付（貸与）された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。
- 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。

(八)

注 意 事 項

1

この証は、各ページをよく読んで大切に持っていてください。

2

地域生活支援事業のサービスを受けようとするときには、必ずこの証をサービス事業者に提示してください。

3

地域生活支援事業のサービスを受けるときに支払う金額は、二面、三面のとおりです。また、食費等の実費を要するときは、当該料金とあわせ、事業者に直接お支払いください。

4

支給決定期間を経過したときは、地域生活支援事業のサービスの支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、長岡京市にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

5

支給量の変更をする必要がある場合は、支給量の変更の申請をすることができます。

6

この証の一面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、長岡京市にその旨を届け出てください。

7

支給決定期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した長岡京市にご連絡、ご相談ください。

8

この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、長岡京市に返してください。

9

利用者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を、長岡京市に返してください。

10

不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

11

支給決定の内容欄に記載されていない地域生活支援事業のサービスについては、利用できません。

(一)

地域生活支援事業利用者証

利用 者 等	番 号	
	居住地	
	フリカナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
児 童	フリカナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
交付年月日		年 月 日
支給市町村名 及び印		262097 〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号 長岡京市 部 課 電話

(六)

日中一時支援事業者実績記入欄

番号	事業者及び その事業所の名称	実施日	日 数	月 累 計	事業者 確認印
1		年 月 日から 年 月 日まで			
2		年 月 日から 年 月 日まで			
3		年 月 日から 年 月 日まで			
4		年 月 日から 年 月 日まで			
5		年 月 日から 年 月 日まで			
6		年 月 日から 年 月 日まで			
7		年 月 日から 年 月 日まで			
8		年 月 日から 年 月 日まで			
9		年 月 日から 年 月 日まで			
10		年 月 日から 年 月 日まで			
11		年 月 日から 年 月 日まで			
12		年 月 日から 年 月 日まで			
13		年 月 日から 年 月 日まで			
14		年 月 日から 年 月 日まで			
15		年 月 日から 年 月 日まで			

(三)

移動支援事業者記入欄

番号	事業者及びその 事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契 約 日	年 月 日	
	当該契約支給量による サービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
1	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量	時間 分	
	事業者及びその 事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契 約 日	年 月 日	
当該契約支給量による サービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印	
2	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量	時間 分	
	事業者及びその 事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契 約 日	年 月 日	
当該契約支給量による サービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印	
3	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量	時間 分	

(二)

支給決定の内容

サービス種別			
支給量等			
支給決定期間	年	月	日から 年 月 日まで
利用者負担額			
サービス種別			
支給量等			
支給決定期間	年	月	日から 年 月 日まで
利用者負担額			
サービス種別			
支給量等			
支給決定期間	年	月	日から 年 月 日まで
利用者負担額			

(七)

日中一時支援事業者実績記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業者確認印
16		年 月 日から 年 月 日まで			
17		年 月 日から 年 月 日まで			
18		年 月 日から 年 月 日まで			
19		年 月 日から 年 月 日まで			
20		年 月 日から 年 月 日まで			
21		年 月 日から 年 月 日まで			
22		年 月 日から 年 月 日まで			
23		年 月 日から 年 月 日まで			
24		年 月 日から 年 月 日まで			
25		年 月 日から 年 月 日まで			
26		年 月 日から 年 月 日まで			
27		年 月 日から 年 月 日まで			
28		年 月 日から 年 月 日まで			
29		年 月 日から 年 月 日まで			
30		年 月 日から 年 月 日まで			

(四)

地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型事業者記入欄

1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容及び契約支給量		事業者確認印
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容及び契約支給量		事業者確認印
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容及び契約支給量		事業者確認印
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(五)

訪問入浴事業者記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称		
1	サービス内容及び契約支給量		事業者確認印
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印

重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業者記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称		
1	サービス内容及び契約支給量		事業者確認印
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
	事業者及びその事業所の名称		
2	サービス内容及び契約支給量		事業者確認印
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
	事業者及びその事業所の名称		

別記様式第 5 号（第 7 条関係）

日 常 生 活 用 具 給 付 券				
給 付 番 号	第 号	給 付 発 行 年 月 日	年 月 日	
対 象 者 氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
住 所				
形 式 ・ 規 格 等				
納 入 業 者	名 称			
	住 所 (電話)			
価 格	円	公 費 負 担 額	円	
給付を受ける者が支払うべき額	円			
上記のとおり決定する。 年 月 日 長岡京市長				
用具の購入（修理）日	年 月 日	受領事業所名及び年月日		
利用者または保護者から受領した利用者負担額	円	年 月 日		
検 収	年 月 日	(検収員) 職名・氏名 印		
受 領	年 月 日	(受領者) 氏名 印		
年 月 日付第 号で決定を受けた日常生活用具給付について、上記のとおり利用者負担額を支払いましたので、地域生活支援給付の支払いを請求します。 なお、その受領の権限を下記の事業者委任します。				
上記の権限を受任しました。なお、支払いについては、登録の口座に振り込んでください。 年 月 日 受任者 住所 (事業所) 事業者名 代表者氏名 印				

地域生活支援事業却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

印

年 月 日に申請された地域生活支援事業については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長岡京市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長岡京市（訴訟において長岡京市を代表する者は長岡京市長となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

問い合わせ先

長岡京市 部 課
住所 京都府長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号
電話

別記様式第7号（第9条関係）

地域生活支援事業支給変更申請書

長岡京市長 様

申請年月日

年 月 日

次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		利用者証番号	
	居 住 地	〒 電話番号		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	支給申請に係る 児 童 氏 名		続 柄	
	身体障害者 手帳番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
	療育手帳番号		自立支援医療 (精神)番号	

サービス利用の状況	地域生活支援 福祉サービス	利用中のサービスの種類と内容等					
	介護給付 訓練等給付	障害支援 区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	年 月 日から 年 月 日まで	
		利用中のサービスの種類と内容等					
	介護保険 サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 () ・ 要介護 1 2 3 4 5		
利用中のサービスの種類と内容等							
世帯区分		☐ 生活保護世帯 ☐ 低所得1 ☐ 低所得2 ☐ 一般1 ☐ 一般2					
変更の理由							

申請する支援の種類・内容	
☐ 重度障がい者等入院時 コミュニケーション支援事業	時間／年度
☐ 日常生活用具給付等	
☐ 移動支援事業	身体介護 (☐ あり ☐ なし) 時間／月
☐ 地域活動支援センターⅡ型	回／月
☐ 地域活動支援センターⅢ型	回／月
☐ 訪問入浴サービス	回／月
☐ 日中一時支援事業	時間／月
☐ 生活サポート	時間／月

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者 との関係	
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

地域生活支援事業支給変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

印

地域生活支援事業について、下記のとおり決定し、通知します。

記

利 用 者 証 番 号			支給決定障がい者 （保護者）氏名	
変更年月日	年 月 日		支給決定に係る 児 童 氏 名	
変 更 の 内 容	変更前			
	変更後			

利用者証を長岡京市 部 課に提出してください。ただし、既に利用者証を提出されている方は、不要です。

提出先 長岡京市 部 課 住所 京都府長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号

提出期限 電話番号

不服申立て及び取消訴訟

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長岡京市長に対し、審査請求をすることができます。

2 また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長岡京市（訴訟において長岡京市を代表する者は長岡京市長となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

問い合わせ先

長岡京市 部 課
住所 京都府長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号
電話

別記様式第9号（第10条関係）

地域生活支援事業支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

地域生活支援事業の利用について、下記のとおり支給決定を取り消しましたので通知します。

記

利 用 者 証 番 号		支給決定障がい者 （保護者）氏名	
支給決定取消日	年 月 日	支給決定に係る 児 童 氏 名	
取 消 理 由			

利用者証を長岡京市 部 課に返還してください。ただし、既に利用者証を提出されている方は、不要です。

返還先 長岡京市 部 課 住所 京都府長岡京市開田1丁目1番1号
電話番号

返還期限 年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長岡京市長に対し、審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡京市（訴訟において長岡京市を代表する者は長岡京市長となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

問い合わせ先

長岡京市 部 課
住所 京都府長岡京市開田1丁目1番1号
電話

長岡京市長 様

申請者	フリガナ		利用者番号										
	氏 名	印 (記名押印又は自筆による署名)	生年月日	年 月 日									
	居 住 地	〒 ー ー 電話番号 ー ー											
フリガナ			生年月日	年 月 日									
利 用 者 氏 名 (申請者と異なる場合)			性 別	男・女	続柄								

年 月利用分

事業名	サービスを提供した事業所名	支払った利用者負担額
☐ 重度障がい者等入院時 コミュニケーション支援事業		円
☐ 日常生活用具給付等		円
☐ 移動支援事業		円
☐ 地域活動支援センター		円
☐ 訪問入浴サービス		円
☐ 日中一時支援事業		円
☐ 生活サポート		円
☐ 障がい福祉サービス		円
☐ 自立支援医療		円
☐ 補装具費		円
合 計		円

※上記サービスの利用者負担額を支払ったことがわかる書類を添付してください。

2. 地域生活支援事業利用支援費の振込先について

☐ 支払いについては、下記の口座に振り込んでください。

☐ 支払いについては、以前に支給を受けた際に利用した口座に振り込んでください。

口 座 振 込 依 頼 書	金融機関名	金融機関コード	種目	口座番号
			1 普通	
			2 当座	
			3 その他	
	支店名	支店コード	口座名義（カタカナ）	

申請年月日 年 月 日

別記様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

地域生活支援事業利用支援費支給決定通知書

第
号
年
月 日

様

長岡京市長

年 月 日に申請のありました地域生活支援事業利用支援費について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 利用者番号

2. 利用者氏名

3. 利用年月

4. 支給額 _____ 円
(算定内訳)

負担上限月額	利用者負担支払合 計額	利用支援費支給額
円	円	円

不服申立て及び取消訴訟

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長岡京市長に対し、審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長岡京市(訴訟において長岡京市を代表する者は長岡京市長となります。)を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

地域生活支援事業利用支援費支給却下通知書

第

号

年

月

日

様

長岡京市長

年 月 日に申請のありました地域生活支援事業利用支援事業について、下記の理由により、却下することとしたので通知します。

記

1. 申請内容

2. 却下する理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長岡京市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長岡京市（訴訟において長岡京市を代表する者は長岡京市長となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。